

水道水への影響が大きい化学物質等

水道水質基準 50物質(項目)		ホルムアルデヒド 前駆物質		
その他		【水質汚濁防止法】 有害物質	【水質汚濁防止法】 指定物質	
19項目	4物質	17物質	10物質	HMT 1物質
pH、一般細菌、大腸菌、ナトリウム、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、シエオミン、2-メルカプトエタノール、非イオン界面活性剤、TOC、味、臭気、色度、濁度	ジブクロム酸、総トリクロム酸、ブクロム酸、ブクロム酸	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、シアノ、ふっ素、ほう素、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジクロロベンゼン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ホルムアルデヒド、クロホルム、アルミニウム、塩素酸、臭素酸、マンガニン、鉄、銅、亜鉛、フェノール	ヘキサメレントアミン
クロ酢酸、ジクロ酢酸、トリクロ酢酸、				
塩素消毒による消毒副生成物質や家庭からの生活排水、停滞性水域でのプランクトン類に由来するものなど、工場・事業場等における化学物質の規制に馴染まないもの等	【水道水源法で対応】	【水濁法による義務】 通常時	【水濁法による義務】 通常時	
	<ul style="list-style-type: none"> ・副次的生成物質による利水障害の防止が困難な地域を指定水域・指定地域として大臣指定。 ・都道府県知事は指定水域の水質保全に関する計画を策定。 ・都道府県知事は、副次的生成原因物質に係る排水基準等を定め、遵守されなければならない時は必要な措置を勧告・命令。 ・現在、全国で指定水域は存在していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準の遵守義務 ・測定義務 ・特定施設の設置の届出義務 ・地下浸透水の浸透の制限 ・施設の構造基準の遵守義務 ・施設の定期点検の実施義務 	無し	
		【水濁法による義務】 事故時の措置	【水濁法による義務】 事故時の措置	
		<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の応急措置 ・事故発生時の都道府県への報告義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の応急措置 ・事故発生時の都道府県への報告義務 	

水質汚濁防止法で規定する特定施設においては、pH、フェノール、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガニン(すべて生活環境項目)について、排水基準、測定・届出・事故時の措置が義務づけられている。